

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務四四）

### 〔告 示〕

○ 日本国に帰化を許可する件（法務二五〇）

○ 食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三九七）

○ 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令第二十一条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金で行うことができる事務所を定める件（国税庁三〇）

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金で行うことができる事務所を定める件の一部を改正する件（同三二）

○ 種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産二〇九三）  
○ 出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同二〇九四）  
○ 保安林の指定をする件（同二〇九五、二一〇二）

○ 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（経済産業二二三〇）

○ 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録の変更をした件（同二二二一）

○ 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（同二二二二）

○ 海上における射撃訓練を実施する件（防衛二六二）  
○ 道路に関する件（東北地方整備局一九四）

○ 道路に関する件（関東地方整備局二九七、三〇一）  
○ 都市計画に関する件（中国地方整備局一二七、一二八）

### 〔国会事項〕

○ 内閣府 金融庁 最高裁判所

### 〔官庁報告〕

○ 官庁事項  
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）

### 法 務

#### 公証人任免（法務省）

最低賃金の改正決定に関する公示（岡山労働局最低賃金公示六）

#### 〔公 告〕

#### 諸事項

○ 裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

## 省 令

○ 法務省令第四十四号  
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六條第二項並びに第十四條の二第一項及び第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和三年十二月九日 法務大臣 古川 積久

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「英商・」を「英商・クローン・」に、「英商」を「英商、クローン」に改める。

別記第六号の様式及び別記第六号の様式中「英商」を「英商、クローン」に改める。

附 則  
（施行期日）  
第一条 この省令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 告 示

○ 法務省告示第二百五十号  
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。  
令和三年十二月九日

法務大臣 古川 積久

住所 横浜市緑区青砥町229番地17

孫美生 昭和52年6月13日生

住所 千葉県市川市新田2丁目25番3号

スウ・マン・ガレ 平成元年8月22日生

住所 大阪市東淀川区淡路1丁目15番11号

金義昭 平成5年6月29日生